

# 医科点数表の解釈 令和6年6月版

## Web追補 No.14 (令和7年8月号)

令和7年8月5日作成

- 以下の通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。

○ 令和7年7月31日 保医発0731第2号 (令和7年8月1日適用)

- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『診療報酬関連情報ナビ』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。[\(https://www.shaho.co.jp/publication/navi/\)](https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)

### 【『医科点数表の解釈 (令和6年6月版)』ウェブコンテンツ】

[\(https://ika.shaho.co.jp/r06\\_ika\\_kaishaku/\)](https://ika.shaho.co.jp/r06_ika_kaishaku/)

- ◆ 施設基準 (基本・特掲) 等の届出書・届出様式や、データでの提供が有用なものをウェブコンテンツに掲載しています。内容に変更が生じた場合は随時更新いたします。

頁	欄	行	変更前	変更後
559	右		<p>【D023微生物核酸同定・定量検査の「19」のSARS-CoV-2核酸検出の所定点数 (700点) を準用する項目として追加】</p> <p>◇ エムポックスウイルス核酸検出は、エムポックスウイルス感染が疑われる患者に対して、エムポックスウイルス感染の診断を目的として、皮膚病変、粘膜病変又は咽頭の拭い液を検体として、PCR法により実施した場合に、D023微生物核酸同定・定量検査の「19」のSARS-CoV-2核酸検出の所定点数を準用し、1回に限り算定する。</p> <p style="text-align: right;">(令 7. 7.31 保医発 0731 2)</p>	
783 ~ 784	右		<p>◆ J041-2の「(血球成分除去療法について)」の(1)を以下のように改める。</p> <p>(1) 血球成分除去療法 (吸着式及び遠心分離式を含む。) は、潰瘍性大腸炎、関節リウマチ (吸着式に限る。)、クローン病、膿疱性乾癬、<b>乾癬性関節炎</b>、移植片対宿主病 (GVHD) <b>又は敗血症患者</b>に対して次のアからクまでのとおり実施した場合に算定できる。</p> <p>ア~エ (略)</p> <p>オ 関連学会のガイドラインに準拠した既存の薬物療法が無効又は適用できない<b>乾癬性関節炎患者</b>に対しては、(中略)</p> <p>カ・キ (略)</p> <p>ク 敗血症と診断され、集学的治療が必要な患者に対して病態の改善を図ることを目的として行った場合であって、関連学会の定める適正使用指針に従って使用した場合に限り、一連の治療につき3回を限度として算定できる。ただし、病態の改善により集学的治療が不要となった場合や集学的治療に反応しない場合は、中止すること。</p> <p style="text-align: right;">(令 7. 7.31 保医発 0731 2)</p>	
1097	—	上から3行目	<p>(令 6. 3. 5 保医発 0305 8)</p> <p>(最終改正 ; 令 7. 5.30 保医発 0530 2)</p> <p>[黄色網かけはWeb追補No. 12等にて改正済み]</p>	<p>(令 6. 3. 5 保医発 0305 8)</p> <p>(最終改正 ; 令 7. 7.31 保医発 0731 2)</p>
1100	左		<p>◆ 「049 白血球吸着用材料」の(2)を以下のように改める。</p> <p>(2) 潰瘍性大腸炎、関節リウマチ、クローン病、膿疱性乾癬、乾癬性関節炎に対して使用した場合、1日につき1個を限度として算定する。</p> <p>(3) 敗血症に対して使用した場合、1日につき3個、一連の治療につき5個を限度として算定する。</p>	

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika\_kaishaku

[https://x.com/ika\\_kaishaku](https://x.com/ika_kaishaku)

X (旧Twitter) では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。